

平成24年9月4日

ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請について

一般社団法人全国信用金庫協会
会長 大前孝治

昨日、ゆうちょ銀行が個人及び法人等に対する貸付業務等を内容とする新規業務の認可申請を行いました。

これまで信用金庫業界では、郵政民営化に対して、「①肥大化した規模の縮小を図り、②公正な競争条件を確保するとともに、③地域経済の再生・活性化とそのため地域金融の安定維持に十分配慮して進めることが、郵政改革の本旨に照らして重要である」と一貫して主張して参りました。

さらに、今回の郵政民営化法等の一部改正により、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた道筋が不透明となり、将来にわたって政府の強い関与が残る懸念が生じている現状においては、ゆうちょ銀行は「官業」として民業の補完に徹すべきであると強く主張しております。

今回の認可申請は、こうした業界の意見を全く顧みないものであり、完全民営化までの道筋を何ら明らかにせず、官業のまま新規業務の拡大のみを追求し、民業を圧迫するゆうちょ銀行の姿勢については誠に遺憾であります。

現在、郵政民営化委員会において、同委員会の調査審議に関する所見の見直しが検討されております。政府及び郵政民営化委員会におかれては、郵政民営化法の基本理念に則り、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響や同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置に十分ご配慮いただくとともに、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた道筋が示され、その実行が担保されない限り、新規業務については決して認可することのないよう強く要望いたします。

以上